

砂川市条例第26号  
令和6年12月12日

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

( 別 紙 )

## 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

砂川市病院事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「一般病床 408床」を「一般病床 321床」に、「計 492床」を「計 405床」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。